

新 旧 対 照 表
新 旧

別表第3(第16条、第33条関係)

1 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

(1) 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

(2) 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

(3) 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。

(4) 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第17条第4項の許可を受けて設置されたもの(条例第22条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

別表第3(第16条、第33条関係)

1 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

(1) 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

(2) 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

(3) 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。

(4) 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第17条第4項の許可を受けて設置されたもの(条例第22条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

- (5) 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- (6) 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- (7) 海洋水産資源開発促進法第7条第1項の沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- (8) 道路(道路法第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- (9) 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあっては、新築することを含む。)
- (10) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- (11) 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- (12) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- (13) 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- (14) 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- (15) 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- (16) 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又

- (5) 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- (6) 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- (7) 海洋水産資源開発促進法第7条第1項の沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- (8) 道路(道路法第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- (9) 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあっては、新築することを含む。)
- (10) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- (11) 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- (12) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- (13) 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- (14) 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- (15) 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
- (16) 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又

は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項の陸標を改築し、又は増築すること。

(17) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが20メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を除く。)

(18) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

(19) 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

(20) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

(21) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

(22) 建築物の存する敷地内において、次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(アからウまで又はクに掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後においてアからウまで又はクに掲げるものとなる場合における当該改築又は増築に限る。)

ア 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

イ 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの

ウ 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

エ 旗ざおその他これに類するもの

オ 門、塀、給水設備又は消火設備

カ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備

キ 地下に設ける工作物(建築物を除く。)

は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項の陸標を改築し、又は増築すること。

(17) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが20メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を除く。)

(18) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

(19) 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

(20) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

(21) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

(22) 建築物の存する敷地内において、次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(アからウまで又はクに掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後においてアからウまで又はクに掲げるものとなる場合における当該改築又は増築に限る。)

ア 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

イ 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの

ウ 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

エ 旗ざおその他これに類するもの

オ 門、塀、給水設備又は消火設備

カ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備

キ 地下に設ける工作物(建築物を除く。)

ク 高さが5メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)

(23) 条例第17条第4項の許可を受けた行為(条例第22条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は1から12までに掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

(24) 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

2 建築物の存する敷地内において、土地の形質を変更すること。

3 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(2) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

(3) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。別表第4の3の(2)において同じ。))にあっては、知事に通知したものに限る。))

4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(2) 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(3) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河

ク 高さが5メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)

(23) 条例第17条第4項の許可を受けた行為(条例第22条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は1から12までに掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

(24) 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

2 建築物の存する敷地内において、土地の形質を変更すること。

3 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(2) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

(3) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。別表第4の3の(2)において同じ。))にあっては、知事に通知したものに限る。))

4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(2) 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(3) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河

川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

- 5 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内において、高さ 10 メートル以下の木竹を伐採すること。
 - (2) 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐する(単木択伐に限る。)こと。
 - (3) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - (6) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 6 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 7 条例第 17 条第 4 項第 7 号の規定により知事が指定する区域内において、木竹を損傷することであって次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
 - (2) 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
 - (3) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
 - (5) 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (6) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (7) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (8) 高知県希少野生動植物保護条例(平成 17 年高知県条例第 78 号)第 12 条第 1 項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例

川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

- 5 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内において、高さ 10 メートル以下の木竹を伐採すること。
 - (2) 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐する(単木択伐に限る。)こと。
 - (3) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - (6) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号)第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 6 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 7 条例第 17 条第 4 項第 7 号の規定により知事が指定する区域内において、木竹を損傷することであって次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
 - (2) 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
 - (3) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
 - (5) 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (6) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (7) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (8) 高知県希少野生動植物保護条例(平成 17 年高知県条例第 78 号)第 12 条第 1 項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例

第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。

(9) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(10) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(11) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

(12) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

8 条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって次に掲げるもの

森林の整備及び保全を図るために条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(同号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。)

9 条例第17条第4項第9号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であって次に掲げるもの

第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。

(9) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(10) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(11) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

(12) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

8 条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって次に掲げるもの

森林の整備及び保全を図るために条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(同号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。)

9 条例第17条第4項第9号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であって次に掲げるもの

(1) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第 17 条第 4 項第 9 号の規定により知事が指定するものに限る。以下この 9 において同じ。)を放つこと(同号の規定により知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この 9 において同じ。))。

(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。

(3) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をする事。

(5) 人の生命、身体又は財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬について次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

10 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち条例第 17 条第 4 項第 10 号の規定により知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

(1) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(2) 海岸法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(1) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第 17 条第 4 項第 9 号の規定により知事が指定するものに限る。以下この 9 において同じ。)を放つこと(同号の規定により知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この 9 において同じ。))。

(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(3) 人の生命、身体又は財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬について次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

10 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち条例第 17 条第 4 項第 10 号の規定により知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

(1) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(2) 海岸法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(3) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の管理又は同項の規定に基づく地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(4) 河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第 6 条第 1 項に規定

(3) 地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の管理又は同項の規定に基づく地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(4) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定に基づく河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定に基づく河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(6) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(7) 土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(8) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条第1項若しくは第2項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(9) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

11 1から10までに掲げるもののほか、次に掲げる行為

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項

する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定に基づく河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定に基づく河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(6) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(7) 土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(8) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条第1項若しくは第2項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(9) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

11 1から10までに掲げるもののほか、次に掲げる行為

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林の区域又は同法第41条第1項若しくは第3項の規定に基づき指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為又は森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の11第1号に掲げる事業若しくは工事を実施する行為

若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき指定された保安林の区域又は同法第 41 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づき指定された保安施設地区内における同法第 34 条第 2 項各号に該当する場合の同項(同法第 44 条において準用する場合を含む。)に規定する行為又は森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 22 条の 11 第 1 号に掲げる事業若しくは工事を実施する行為

(2) 水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)第 17 条第 1 項の保護水面の管理計画に基づいて行う行為

(3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為(次に掲げるものを除く。)

ア 住宅又は高さが 5 メートルを超え、若しくは床面積の合計が 100 平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが 5 メートルを超え、又は床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)

イ 用排水施設(幅員 2 メートル以下の水路を除く。)又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が 2 メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)

ウ 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

エ 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

オ 水面を埋め立て、又は干拓すること。

カ 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

(4) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

(5) 学校教育法第 83 条の大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

(6) 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第

(2) 水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)第 17 条第 1 項の保護水面の管理計画に基づいて行う行為

(3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為(次に掲げるものを除く。)

ア 住宅又は高さが 5 メートルを超え、若しくは床面積の合計が 100 平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが 5 メートルを超え、又は床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)

イ 用排水施設(幅員 2 メートル以下の水路を除く。)又は幅員が 2 メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が 2 メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)

ウ 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

エ 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

オ 水面を埋め立て、又は干拓すること。

カ 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

(4) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

(5) 学校教育法第 83 条の大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

(6) 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定に基づき指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)

(7) 高知県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された県保護有形文化財又は同条例第 30 条第 1 項の規定に基づき指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除

1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)

(7) 高知県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき指定された県保護有形文化財又は同条例第30条第1項の規定に基づき指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)

(8) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第6項に規定する便益施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下この(8)において「園内移動用施設である索道等」という。))又は同法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、若しくは水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)を除く。)

(9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(10) 工作物の修繕のための行為

12 1から11までに掲げる行為に附帯する行為又は条例第17条第4項第1号から第5号までに掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林の区域若しくは同法第41条第1項若しくは第3項の規定に基づき指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。))の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第17条第4項第6号に掲

ぐ。)

(8) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第5条第6項に規定する便益施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下この(8)において「園内移動用施設である索道等」という。))又は同法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、若しくは水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)を除く。)

(9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(10) 工作物の修繕のための行為

12 1から11までに掲げる行為に附帯する行為又は条例第17条第4項第1号から第5号までに掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林の区域若しくは同法第41条第1項若しくは第3項の規定に基づき指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。))の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第17条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為